

○小山市大規模小売店舗立地法事務処理要綱

平成22年3月31日

規程第21号

改正 平成29年3月31日規程第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。以下「政令」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、大規模小売店舗の新設の届出等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱で使用する用語は、法、政令及び省令（以下「法令等」という。）において使用する用語の例による。

(設置者の責任)

第3条 大規模小売店舗を設置する者（以下「設置者」という。）は、新設の届出等を的確に行い、地域住民に対する説明会においては適切な説明をし、市からの意見等に対しては誠意をもって対応し、及びその周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮に努めるものとする。

2 設置者は、法第4条第1項の規定により経済産業大臣が定める大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（以下「指針」という。）を踏まえて新設の届出等を行うものとする。

(事前協議のための計画書の提出)

第4条 設置者は、法第5条第1項、第6条第2項又は附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとするときは、その届出をする前に大規模小売店舗出店計画書（様式第1号）又は大規模小売店舗届出事項変更計画書（様式第2号）に必要な書類を添えて市長に提出の上、市長及び当該届出の内容に係る機関等と事前協議を行うものとする。

2 前項の規定による事前協議は、設置者本人が行うものとする。ただし、やむを得ない理由により設置者本人が行うことができないと市長が認めるときは、この

限りでない。

- 3 市長は、第1項の規定により計画書等を受理したときは、庁内関係各課等及び栃木県知事に当該計画書等の写しを送付の上、当該計画書等に係る指導事項等を求め、その設置者に対し必要な指導等を行うものとする。
- 4 市長は、第1項の事前協議において必要と認める場合は、栃木県知事に対して助言を求めるものとする。
- 5 設置者は、本市の区域内に大規模小売店舗を設置することにより本市の区域に隣接する市町村（以下「隣接市町村」という。）の生活環境に著しい影響を与えることが懸念されるときは、当該隣接市町村と事前協議をし、必要な指導を受けるものとする。

（写しの提出）

第5条 設置者は、次に掲げる届出をする場合は、その届出の写し（法令等の規定により添付しなければならない書類がある場合は、当該書類の写しを含む。以下同じ。）について、市長が指示する部数を市長に提出しなければならない。

- (1) 法第5条第1項の規定による届出
 - (2) 法第6条第1項、第2項又は第5項の規定による届出
 - (3) 法第8条第7項の規定による届出又は通知
 - (4) 法第9条第4項の規定による届出
 - (5) 法第11条第3項の規定による届出
 - (6) 法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出
- 2 市長は、前項の規定により写しの提出があったときは、当該写しについて、必要な部数を栃木県知事に送付するものとする。

（公告）

第6条 次に掲げる公告は、それぞれの規定に係る届出の概要について市揭示場に掲示することにより行うものとする。

- (1) 法第5条第3項（法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公告
- (2) 法第6条第6項の規定による公告

(3) 法第8条第3項及び第6項の規定による公告

(4) 法第9条第3項の規定による公告

2 法第8条第2項の規定により提出された意見書中に、公序良俗に反する部分等、公開することが適当でない認められる部分がある場合は、当該部分を除いて公告するものとする。

(縦覧)

第7条 法第5条第3項（法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。）並びに法第8条第3項及び第6項の規定による縦覧は、これらの規定に係る届出等の写しを閲覧させる方法により行うものとする。

2 前項の規定による縦覧は、次の場所において行うものとする。

(1) 小山市産業観光部商業観光課及び市長が指定する場所

(2) 栃木県知事が指定する場所

3 前条第2項の規定は、前項の規定により縦覧するときについて準用する。

(法第6条第4項ただし書に規定する軽微な変更の承認等)

第8条 設置者は、法第6条第4項ただし書に規定する軽微な変更をしようとするときは、その変更をする前に軽微変更協議書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出の上、事前協議をし、変更の承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定により協議書を受理したときは、当該協議書に対する庁内関係各課等からの意見を聴取した上で、当該変更に対する承認の可否について当該設置者に通知するものとする。

3 第4条第5項の規定により隣接市町村と事前協議を行った設置者は、当該事前協議に係る大規模小売店舗について法第6条第4項ただし書に規定する軽微な変更をしようとするときは、当該隣接市町村と事前協議をし、変更の承認を受けるものとする。

(法第7条第1項の規定による説明会)

第9条 設置者は、法第7条第1項の規定による説明会（以下「説明会」という。）を開催しようとするときは、その開催をする前に説明会実施計画書（様式第4号）を市長に提出の上、説明会の実施方法、開催場所、開催回数その他説明会に必要な事項について市長と事前協議をするものとする。

- 2 説明会に使用する資料は、次のとおりとする。
 - (1) 法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出の概要
 - (2) 指針に定める設置者が配慮すべき基本的な事項及び設置者の地域貢献への対応状況を示す資料
 - (3) 関係図表等
 - (4) その他市長が必要と認める資料
- 3 省令第12条第3号に規定する適切と認める方法は、次のとおりとする。
 - (1) 市の広報紙等への掲載
 - (2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙へのチラシ等の折込み
- 4 設置者は、法第7条第4項の規定により説明会を開催しないときは、説明会不実施報告書（様式第5号）を市長に提出するものとする。
- 5 市長は、前項の規定による報告があった場合において、当該設置者からその事情を聴取した上で、省令第13条第1項に定める事由が認められないときは、当該設置者に対し説明会の開催を指示するものとする。
- 6 省令第13条第2項第3号に規定する適切と認めるものは、次のとおりとする。
 - (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙へのチラシ等の折込み
 - (2) 大規模小売店舗を立地する敷地内の見やすい場所への届出等の要旨の掲示
- 7 設置者は、説明会の終了後2週間以内に説明会実施状況報告書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（法第8条第2項の規定による意見書の提出）
- 第10条 法第8条第2項の規定による意見書の提出は、様式第7号により行うものとする。

（法第8条第4項の規定による意見等）
- 第11条 法第8条第4項の規定による意見又は意見を有しない旨の通知は、様式第8号により行うものとする。

（法第8条第7項の規定による届出を変更する旨の届出等）
- 第12条 法第8条第7項の規定による届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知は、様式第9号により行うものとする。

（法第9条第1項の規定による勧告及び同条第4項の規定による届出）

第13条 法第9条第1項の規定による勧告は、様式第10号により行うものとする。

2 法第9条第4項の規定による届出は、様式第11号により行うものとする。

(法第9条第7項の規定による公表)

第14条 法第9条第7項の規定による公表は、次に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 記者クラブへの発表
- (2) 市掲示場への掲示
- (3) 市広報への掲載
- (4) 市ホームページへの掲載
- (5) その他市が必要と認める方法

(法第11条第3項の規定による届出)

第15条 法第11条第3項の規定による届出を行う者は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して届出を行うものとする。

- (1) 法第11条第1項の規定により承継した者に係る届出 当該大規模小売店舗の建物に係る登記事項証明書
- (2) 法第11条第2項の規定により承継した者に係る届出(相続があったときに限る。) その者に係る戸籍抄本
- (3) 法第11条第2項の規定により承継した法人に係る届出(合併があったときに限る。) その法人に係る法人登記事項証明書

2 市長は、前項に定める書類により承継の事実について確認できない場合は、当該届出者に対し、それに代わる承継の事実を確認することができる書類の提出を求めるものとする。

(法第14条第1項又は第2項の規定による報告の求め等)

第16条 法第14条第1項又は第2項の規定による報告の求めは、様式第12号により行うものとする。

2 設置者は、法第14条第1項又は第2項の規定による報告の求めがあったときは、市長が指定する期日までに必要な書類を添えて様式第13号により市長に報告するものとする。

3 前項の規定により報告を求められた設置者が、やむを得ない理由により市長が指定する期日までに報告ができない場合は、その理由を記載した書面を市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の規定により書類の提出があったときは、書類に記載された理由を勘案の上、改めて報告に係る期日を指定するものとする。

(県の技術的助言)

第17条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合には、栃木県知事に対し、技術的助言を求めるものとする。

(1) 法第8条第4項の規定による意見を述べようとする場合であって、次のいずれかに該当するとき。

ア 法第5条第1項の規定による届出をした者に対する意見であって、当該届出に係る大規模小売店舗の面積が3,000平方メートルを超えるものであるとき。

イ 法第6条第2項又は附則第5条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。ウにおいて同じ。)の規定による届出のうち、当該届出に係る大規模小売店舗の面積を増加させる変更の届出をした者に対する意見であって、当該変更後の店舗の面積が3,000平方メートルを超えるものであるとき。

ウ 法第5条第1項、法第6条第2項又は附則第5条第1項の規定による届出をした者に対する意見であって、当該届出に係る大規模小売店舗の新設等によって周辺地域の生活環境に与える影響が懸念されるとき。

エ 法第8条第2項の規定による意見書の提出があったとき。

(2) 法第9条第1項の規定による勧告をしようとするとき。

(3) その他大規模小売店舗の立地に関する重要事項を決定しようとするとき。

(地域の基準等)

第18条 指針に基づく本市における地域の基準その他運用方針については、栃木県知事が定める地域の基準その他運用方針の例による。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、大規模小売店舗の新設の届出等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規程第15号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

大規模小売店舗出店計画書

年 月 日

小山市長 様

(設置者)
氏名又は名称及び法人にあってはその
代表者の氏名
住所

下記のとおり大規模小売店舗の出店を計画していますので、小山市大規模小売店舗立地
法事務処理要綱第4条第1項の規定により出店計画書を提出します。

記

- 1 出店計画をしている大規模小売店舗の名称及び所在地
(名 称)
(所在地)
- 2 出店計画についての概要(出店の趣旨等)

様式第2号(第4条関係)

大規模小売店舗届出事項変更計画書

年 月 日

小山市長 様

(設置者)
氏名又は名称及び法人にあってはその
代表者の氏名
住所

(法第6条第2項・法附則第5条第1項)の規定に基づく届出の変更を下記のとおり計画しておりますので、小山市大規模小売店舗立地法事務処理要綱第4条第1項の規定により届出事項変更計画書を提出します。

記

- 1 変更に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
(名称)
(所在地)
- 2 変更計画についての概要

様式第3号(第8条関係)

軽微変更協議書

年 月 日

小山市長 様

(設置者)

氏名又は名称及び法人にあってはその
代表者の氏名

住所

法第6条第4項ただし書に規定する軽微な変更について、小山市大規模小売店舗立地法事務処理要綱第8条第1項の規定により協議書を提出します。

記

1 軽微な変更に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
(名称)
(所在地)

2 軽微な変更該当する変更事項

3 変更予定年月日

年 月 日

4 軽微な変更該当する理由

様式第4号(第9条関係)

説明会実施計画書

年 月 日

小山市長 様

(設置者)
氏名又は名称及び法人にあってはその
代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定による説明会の実施を下記のとおり計画していますので、小山市大規模小売店舗立地法事務処理要綱第9条第1項の規定により実施計画書を提出します。

記

(1) 説明会実施に係る大規模小売店舗の名称及び所在地	(名称) (所在地)
(2) 届出予定種別 ※○で囲んでください。	ア 法第5条第1項(新設) イ 法第6条第1項(形式的変更) ウ 法第6条第2項(実質的変更) エ 法附則第5条第1項(旧法による店舗の変更)
(3) 実施方法 ※○で囲んでください。	ア 説明会の実施 イ 店舗敷地内等への説明の掲示(その内容を添付してください。)
(4) 公告の方法 ※○で囲んでください。	ア 県の公報・広報紙への掲載 イ 市の広報紙への掲載 ウ 新聞折込チラシ(主要地方紙及び全国紙) エ その他(具体的に記載)
(5) 公告の範囲 ※公告の範囲を示した図面等を添付してください。	店舗を中心として半径 kmの範囲 (その理由)
(6) 開催回数及び開催予定日時	(第1回) 年 月 日() 時～ 時 (第2回) 年 月 日() 時～ 時 (第3回) 年 月 日() 時～ 時
(7) 開催予定場所	(第1回)会場名： 所在地： (第2回)会場名： 所在地： (第3回)会場名： 所在地：

様式第5号(第9条関係)

説明会不実施報告書

年 月 日

小山市長 様

(設置者)
氏名又は名称及び法人にあってはその
代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第7条第4項の規定により同条第1項の規定による説明会を開催しませんので、小山市大規模小売店舗立地法事務処理要綱第9条第4項の規定により報告書を提出します。

記

- 1 説明会不実施に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
(名称)
(所在地)
- 2 説明会を開催することができない理由
- 3 説明会不実施に係る大規模小売店舗の届出等の周知方法

様式第6号(第9条関係)

説明会実施状況報告書

年 月 日

小山市長 様

(設置者)
氏名又は名称及び法人にあつてはその
代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第7条の規定による説明会について、下記のとおり実施しましたので、小山市大規模小売店舗立地法事務処理要綱第9条第7項の規定により報告書を提出します。

記

(1) 説明会実施に係る大規模小売店舗の名称及び所在地	(名 称) (所在地)
(2) 開催日時	(第1回) 年 月 日() 時～ 時 (第2回) 年 月 日() 時～ 時 (第3回) 年 月 日() 時～ 時
(3) 開催場所	(第1回)会場名： 所在地： (第2回)会場名： 所在地： (第3回)会場名： 所在地：
(4) 公告の方法 ※ ○で囲んでください。	ア 県の公報・広報紙への掲載 イ 市の広報紙への掲載 ウ 新聞折込チラシ(主要地方紙及び全国紙) エ その他(具体的に記載)
(5) 公告の範囲 ※ 公告の範囲を示した図面等を添付してください。	店舗を中心として半径 kmの範囲 (その理由)
(6) 出席者数 ※ 出席者名簿を添付してください。	ア 設置者及び出店予定者 人 イ 説明会出席者 人
(7) 説明の概要 ※ 説明資料を添付してください。	
(8) 質疑応答の概要	
(9) その他	

様式第7号(第10条関係)

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に係る意見

年 月 日

小山市長 様

(設置者)

氏名又は名称及び法人にあってはその
代表者の氏名

住所

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により 年 月 日付で届出がされ
た大規模小売店舗について、同法第8条第2項の規定により下記のとおり意見を述べます。

なお、この意見書が、同条第3項の規定により公告及び縦覧に供され、その後は行政資料
として閲覧等の対象となることについて了承します。

記

(1) 意見陳述に係る大規模小売店舗の名称及び所在地	(名 称) (所在地)		
意見陳述の内容	意 見	理由・根拠等	
(1) 駐車場需要の充足等 その他交通に係る事項			
(2) 歩行者の通行の利便 の確保等に係る事項			
(3) 廃棄物及びリサイクル についての配慮等に係 る事項			
(4) 防災・防犯対策への協 力等に係る事項			
(5) 騒音の発生について の配慮に係る事項			
(6) 街並みづくり等への 配慮等に係る事項			

※ 意見の内容が公序良俗に反する場合、他人の権利を侵害する場合等は、大規模小売店
舗立地法第8条第3項の規定による公告及び縦覧に供しない場合があります。

様式第8号(第11条関係)

大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見等

第 号
年 月 日

(設置者)
氏名又は名称及び法人にあつてはその
代表者の氏名
住所

小山市長



大規模小売店舗立地法(第5条第1項・第6条第2項)の規定により 年 月 日
付で届出がされた大規模小売店舗については、同法第8条第4項の規定による意見を(有しま
すので下記のとおり述べます。・有しませんので通知します。)

記

- 1 意見陳述に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
(名 称)
(所在地)
- 2 法第8条第4項の規定による意見(意見を有する場合)

様式第9号(第12条関係)

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定による届出等

年 月 日

小山市長 様

(設置者)
氏名又は名称及び法人にあってはその
代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定により 年 月 日付小商第
号にて提出された意見に係る届出について、同条第7項の規定により(下記のとおり変更
しますので届出をします。・変更しませんので通知します。)

記

- 1 意見陳述に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
(名 称)
(所在地)
- 2 変更事項(変更する場合)
- 3 変更しない理由(変更しない場合)

様式第10号(第13条関係)

大規模小売店舗立地法第9条第1項の規定による勧告

第 号
年 月 日

(設置者)
氏名又は名称及び法人にあつてはその
代表者の氏名
住所

小山市長



年 月 日付で提出された大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定による届出等に対し、同法第9条第1項の規定により下記のとおり勧告しますので、同条第4項の規定によりこの勧告の内容を踏まえ、必要な変更に係る届出を速やかに行ってください。

なお、正当な理由がなく、この勧告に従わなかったときは、同条第7項の規定によりその旨を公表します。

記

- 1 勧告に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
(名称)
(所在地)
- 2 勧告の内容

様式第11号(第13条関係)

大規模小売店舗立地法第9条第4項の規定による届出

年 月 日

小山市長 様

(設置者)
氏名又は名称及び法人にあってはその
代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第9条第1項の規定により 年 月 日付小商第
号にて提出された勧告に対して、同条第4項の規定により下記のとおり変更しますので届
出をします。

記

- 1 勧告に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
(名 称)
(所在地)
- 2 変更事項

様式第12号(第16条関係)

大規模小売店舗立地法第14条第1項又は第2項の規定による報告依頼

第 号
年 月 日

(設置者)
氏名又は名称及び法人にあつてはその
代表者の氏名
住所

小山市長



大規模小売店舗立地法第14条(第1項・第2項)の規定により、下記2の事項について報告を求めます。

記

- 1 報告に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
(名 称)
(所在地)
- 2 報告依頼事項
- 3 報告期限
年 月 日

様式第13号(第16条関係)

大規模小売店舗立地法第14条第1項又は第2項の規定による報告依頼に対する報告

年 月 日

小山市長 様

(設置者)

氏名又は名称及び法人にあつてはその
代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第14条(第1項・第2項)の規定により 年 月 日付小
商第 号の報告依頼に対して、下記のとおり報告します。

記

- 1 報告に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
(名 称)
(所在地)
- 2 報告事項

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第9条関係)

様式第6号 (第9条関係)

様式第7号 (第10条関係)

様式第8号 (第11条関係)

様式第9号 (第12条関係)

様式第10号 (第13条関係)

様式第11号 (第13条関係)

様式第12号 (第16条関係)

様式第13号 (第16条関係)